

大阪国際空港 航行不能航空機の撤去作業に関する同意書

大阪国際空港の使用に際して、航空機が滑走路上等において航行不能の状態に陥った場合の対応について、以下の事項に同意します。

1. 原則として、航行不能航空機の撤去又は移動(以下「撤去等」という。)は運航者又は所有者(以下「運航者等」という。)の責任により行うこと。また、撤去等については空港運用への影響を考慮し、速やかに実施すること。
2. 撤去等については、あらかじめ関西エアポート株式会社(以下、「会社」と調整し提出した「運航者撤去作業計画」に基づき行うこと。
3. 撤去作業の見通し等に関する情報について、速やかに会社等関係者に通知すること。
4. 上記の他、航空機撤去に必要な事項について、会社又は会社が指名する撤去作業調整者の指示に従うこと。
5. 撤去等に関連して生じた費用(撤去した航空機を保管(借り置き)する土地や施設の使用料、空港機能に損害を生じた場合の現状復帰に係る経費等を含む)について負担することとし、会社の指定する期日までに指定の方法により支払うこと。
6. 運航者等は、必要に応じ撤去作業の全部又は一部を会社に依頼することができるが、その場合は以下の事項に同意すること。
 - (1) 会社が撤去等を行う場合は、第三者に撤去作業や資機材の提供及び人員の手配を依頼することがあること。
 - (2) 会社が行った撤去作業並びに撤去に使用した資機材等の使用により生じた費用(機材借上賃、機材損料、役務費、運搬費等を含む)について負担することとし、会社が指示する方法により支払うこと。なお、会社は立替払いしないことを基本とする。
 - (3) 会社が行った撤去作業によりやむを得ず生じた損害については、一切の請求を行わないこと。
 - (4) 会社が行った撤去作業により負傷者が発生した場合における運航者等に対する損害賠償請求を妨げないこと。
 - (5) 運航者等は撤去作業を会社に依頼する場合においても、最善の協力をすること。
7. 上記の履行について、運航者等が撤去等の見通しを立てるまでに相当の時間を要するなど、滞留旅客や気象状況等を総合的に考慮し、空港運用に甚大な影響を及ぼすと会社が判断した場合には、運航者等からの依頼によらず会社が運航者等に通告した上で、撤去等を行う場合があること。なお、その場合に生じる費用負担等については上記6.

に従う。

8. 上記事項の履行に際して障害が生じないよう、運航者等は必要に応じ、あらかじめ保険会社との間で調整を行うこと。
9. 会社が運航者等による本同意書の履行に疑義があると判断した場合には、当該運航者等に対して空港の使用の停止その他必要な措置がとられること。
10. 本同意書に定めのない事項又は本同意書の解釈について疑義が生じた場合は、誠意をもって協議に応じ、速やかに解決を図ること。

年　　月　　日

運航者等名

署名:
